

グランシップ提携公演事業実施要綱

(趣 旨)

第1条 公益財団法人静岡県文化財団（以下「財団」という。）は、静岡県コンベンションアーツセンター（以下「グランシップ」という。）が、静岡県内の学術、文化及び芸術の振興と普及拠点として機能するよう、地域の表現者がグランシップをステージとして広く県民に発表できる場を提供するため、グランシップ提携公演事業（以下「提携公演」という。）を展開する。

(提携公演の実施対象団体)

第2条 実施対象団体は次の条件を満たすものであるとする。

- 1 県内に活動拠点を置く団体で、次のいずれかに該当するもの
 - (1) 非営利活動法人
 - (2) 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人
 - (3) 法人格を有しないが、次の要件をすべて満たしている団体
 - (ア) 主たる構成員が芸術家または芸術家団体であること。
 - (イ) 定款、寄附行為に類する規約等を有すること。
 - (ウ) 団体の意思を決定し、執行する組織が確立されていること。
 - (エ) 自らが経理し、監査する等会計組織を有すること。
 - (オ) 団体活動の本拠としての事務所を有すること。
 - (カ) 団体設立後、3年以上の芸術活動実績を有すること。
- 2 過去3年間に、県内のホール等で、有料公演（入場料 1,000 円以上）を複数回開催した団体であること。

(提携公演の申請)

第3条 提携公演を希望する団体は、次に掲げる書類各1部を、財団理事長に提出するものとする。

- (1) 提携公演事業申請書（様式第1号）
 - (2) 事業計画書（様式第2号）
 - (3) 文化団体等概要（様式第3号）
 - (4) 収支予算書（様式第4号）
 - (5) 過去の公演資料
- 2 第1項に定める書類は、事業実施を予定している前年度の12月15日までに提出するものとする。

(選定委員会の設置)

第4条 提携公演の実施団体を選定するため、提携公演選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。

- 2 選定委員会は、館長、支配人、総務課長、文化事業課長、貸館事業課長で構成する。
- 3 選定委員会に選定委員長をおき、館長をもってこれに充てる。

(選定基準)

第5条 審査に当たっては、次に掲げる各項目をその基準として審査する。

- (1) 計画性（実施可能な計画であること）
- (2) 将来性（今後の団体活動に将来性があること）
- (3) 広域性（幅広い地域からの参加者、来場者を得ることができること）
- (4) 波及性（事業実施により、文化意識の啓発、文化の情報発信ができること）
- (5) 企画性（グランシップで実施するに相応しい企画内容であること）

(実施対象団体の決定)

第6条 選定委員会は、第2条に定める団体から申請を受けたときは、その内容を審査し、適正と認め
るものについては、提携公演の枠内において、その実施対象団体を決定する。

- 2 実施対象団体の決定は、年間概ね6団体程度とし、選定委員会で決定する。
- 3 選定委員会は、実施対象団体に対して、公演内容についての変更等を求めることができる。

(事業の変更・中止)

第7条 第6条による決定を受けた団体が、その決定を受けた後、事業の変更をする場合は、速やかに
次に掲げる書類各1部を、財団理事長あて提出するものとする。

- (1) 変更承認申請書（様式第5号）
- (2) 変更事業計画書（様式第2号）

2 第6条による決定を受けた団体が、その決定を受けた後、事業の中止をする場合は、速やかに次に
掲げる書類各1部を、財団理事長あて提出するものとする。

事業中止申請書（様式第6号）

3 第6条による決定を受けた団体が、その決定を受けた後、事業の中止をする場合は、その後、3か
年は、提携公演の認定を行わない。

(実績報告)

第8条 提携公演事業を実施した団体は、事業完了の日から起算して、30日を経過した日又は決定が
あった日の属する年度の3月末日のいずれか早い日までに次に掲げる書類各1部を、財団理事長に提
出するものとする。

- (1) 実績報告書（様式第7号）
- (2) 事業実績書（様式第2号）
- (3) 収支決算書（様式第4号）

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年10月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年10月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年10月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年11月1日から施行する。